

# 認証評価 第4期の重要ポイント

大学設置基準や設置認可制度と共に、日本の大学教育の公的な質保証システムを構成する要素である認証評価制度。「国による事前規制を弾力化しつつ、大学等の教育研究の質の担保を図るため、設置後の大学等の組織運営や教育研究活動等の状況を定期的に事後確認する体制を整備する観点から導入され、評価結果の公表をもって大学等が社会的評価を受けること、また、評価結果を踏まえて大学等が自ら改善を図ることを目的」(文部科学省)に導入された制度であり、評価の範囲は、教育研究内容だけでなく、学生支援、大学の教職員の組織のあり方や、財務も含めた大学経営の状況まで幅広い。

2004年に開始された認証評価制度だが、その第4期が2025年度からスタートしようとしている。第1期では自己点検・評価の実施、第2期は内部質保証の体制、第3期は内部質保証の有効性が評価のポイントとされていたが、第4期における課題とは何なのだろうか。今回本特集では、有識者より認証評価全体における第3期まで取り組みと課題、そして第4期に向けた論点について整理いただくとともに、各認

証評価機関より第4期に向けた変更のポイントについてご寄稿いただいた。今後における学内の質向上の取り組みを想定しながら、ぜひご一読いただきたい。

2022年の文部科学省中央教育審議会大学分科会質保証システム部会の答申「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について」においては、「認証評価機関が単なる7年に1度外部評価を実施する機関としてではなく、受審前から受審後、そして次の受審まで、大学の自己改善のプロセスに伴走し、大学教育と認証評価が一体となって大学全体の質向上につながっていくようなあり方が望まれる。そのためには、受審負担の軽減を図りつつ実効性のある制度へと転換していくことが求められている」と記述されている。

大学においては、毎回の受審のハードルは高いと思われるが、各大学はこの第4期においても、教育の大学の質をいかに捉え、独自性を担保しながら「学修者本位の教育」をどのように実現し高めていくべきなのかを今一度考える機会となることが望まれているようだ。



## 認証評価制度 改善・充実の方向性

### 【学修者本位の大学教育の実現】

- ・ 内部質保証について、自己点検評価結果による改善を評価し公表する形へと充実
- ・ 学修成果の把握・評価や、研究環境整備・支援状況の大学評価基準への追加

### 【社会に開かれた質保証の実現】【透明性の向上】

- ・ 各認証評価機関の評価結果の一覧性を持った公表の検討

### 【客観性の確保】

- ・ 多様性に配慮しつつ認証評価機関の質保証に資する取組の推進

### 【先導性・先進性の確保 (柔軟性の向上)】

- ・ 内部質保証の体制・取組が特に優れた大学への次回評価の弾力的措置
- ・ 法令適合性等について適切な情報公表を行っている大学への法令適合性等に関する評価項目や評価手法の簡素化などの措置 等

### 【厳格性の担保】

- ・ 不適合の大学の受審期間を短縮化 (例：3年)

文部科学省中央教育審議会大学分科会質保証システム部会  
「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について (審議まとめ)」概要 より  
出典：令和4年3月18日 質保証システム部会資料

## CONTENTS

### 【寄稿】

第4期の大学評価に向けて大学は何をすべきか  
千葉大学名誉教授 前田早苗

### 【寄稿】

大学基準協会  
日本高等教育評価機構  
大学教育質保証・評価センター  
大学・短期大学基準協会

